

(公表様式1)

福島県福祉サービス第三者評価結果表

① 施設・事業所情報

名称：小峰苑	種別：特別養護老人ホーム	
代表者氏名：施設長 桜井 厚志	定員(利用人数)： 80 名	
所在地：福島県白河市新夏梨1-2		
TEL：0248-31-2222	ホームページ： http://www.gol/users/ip1110194676/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成11年11月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 清峰会		
職員数	常勤職員： 47名	非常勤職員： 9名
専門職員	(専門職の名称) 名	
	介護福祉士 30名	社会福祉士 1名
	準看護師 5名	
施設・整備の概要	(居室数) 従来型個室14室 2人部屋14室・4人部屋7室 ユニット30室	(設備等) 機械浴槽

② 理念・基本方針

基本理念

1. 利用者の権利を守り、健康で安らかな生活が送れるよう支援する。
2. 利用者とその家族を尊重し、最後まで共に歩む。
3. その人らしく生きることを支援し、自立への援助を行う。

運営方針

1. 公正かつ公平で開かれた施設運営に努めること。
2. 民間社会福祉事業所としての先駆性・独自性を発揮し、施設機能を広げ、保健・医療機関等と連携し地域福祉の充実発展に寄与すること。
3. 財政基盤を確立し経営の安定化を図り、常に健全かつ活力ある運営に努めること。
4. サービスの内容及び、事業内容について評価・点検をし、常にサービスの質の向上に努めること。
5. 職員の資質の向上を図るとともに、勤務条件の改善につとめ人材の育成・確保に努めること。

③ 施設・事業所の特徴的な取組

一施設・事業所として利用者や家族、社会に向けてのアピールポイントとなる事項

従来型施設は3グループに分けてグループケアを実施しています。少人数にすることと固定された職員により、ご利用者に寄り添ったケアができるようにしています。併設のユニット施設ではユニットケアの特徴を生かしたケアを行っています。従来型、ユニット型が併設してあることにより、入居に当たり選択をしていただけます。

④第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成26年5月16日（契約日）～ 平成27年1月16日（評価結果確定日）
受審回数	0回（平成 年度）

⑤第三者評価機関名

NPO 法人福島県シルバーサービス振興会

⑥総評

◇特に評価の高い点

1 安心・安全な福祉サービスへの取組について

苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置など苦情解決体制が整備され、委員会が定期的開催されている。その結果は広報誌等で公表されている。

また、リスクマネジメントについては、毎月リスク管理委員会を開催し、ヒヤリハットや事故などの発生要因を分析するとともに改善策や再発防止策を、リーダー会議などで検討し周知に努めている。事故想定訓練や研修会も実施されており、安心・安全な福祉サービスの提供に努めている。

さらに、感染症予防の取組については、感染症・食中毒予防委員会が中心となり、感染症の発生や蔓延の予防対策について、研修会を開催し意識の啓発に努めている。

また、事業所内の清拭による消毒や職員のヘルスチェックを毎日行い健康管理と感染源を持ち込まない対策が講じられている。

2 利用者本位の福祉サービスについて

利用契約時、事前調査に基づきサービス担当者会議を開催し、各部署の意見を集約し1ヶ月の暫定介護計画を策定している。その後モニタリングを実施しながら状態に合わせて6ヶ月から12ヶ月以内の本介護計画を策定している。また、本人の状況変化にも、随時介護計画を変更するなど利用者の状況に即した計画づくりを進めている。

利用者の生活面では、趣味や生活習慣、暮らしの意向を確認し、利用者が楽しみながら参加できる趣味活動や外出支援、居酒屋などを取り入れ、これまでの生活リズムに即したサービスの提供に努めている。

3 食生活への取組について

食事は外部委託業者が施設内で調理しているが、毎月、保健・給食委員会を開催し、多職種間で連携し、より良い食事の提供に努めている。

また、誕生会や季節感を反映した特別食（サンマや茸など）、主菜は週1回、副菜は毎日選択食の実施、芋煮会等行事食を提供しており、美味しく楽しい食事となるような工夫がなされている。

併せて、利用者の心身状況や咀嚼・嚥下状況など、一人ひとりに配慮した食事の種類準備がなされ、栄養ケアマネジメントにも取り組んでいる。

4 心地よい住環境への取り組みについて

建物は回廊式で廊下も広くゆとりが感じられる。また、廊下の出窓には、利用者の趣味を生かした生け花や、キルトパッチワーク作品を飾り付け、心地良い生活空間となっている。

◇改善を求められる点

1 経営状況の把握について

法人として経営会議が毎月定例的に開催され、利用率や収支状況、地域の福祉計画の動向や当面の収支の推移などについて、話し合われているが、分析までには至っていない。経営状況や地域福祉の動向などを的確に把握し、分析を行い経営に活かしていくことが望まれる。

2 中長期事業計画の策定について

法人として長期運営方針と運営基本目標を明確にしており、施設はこれを基にした中・長期計画及び収支計画の策定をして欲しい。また事業計画が職員や利用者などには周知していないので、職員への配布、施設便りでの発信や、家族懇談会などの説明など周知を行って欲しい。

3 管理者の責任とリーダーシップについて

法令遵守マニュアルは策定されているが、職員に十分周知していない。また管理者は、各種の遵守すべき法令などの把握も十分でない。職員に対して研修会や勉強会などを通してマニュアルの周知を図るとともに、遵守すべき法令などの把握に取り組んで欲しい。

また、経営の改善や業務の実行性を高める取組については、経営会議の結果などを踏まえ、課題の改善への取り組みや各種委員会などで指導力の発揮が望まれる。

4 福祉人材の確保・育成について

法人の施設方針の中で、必要とする福祉人材育成の基本的な考え方が示され、重点項目として5項目が掲げられているが、それに沿った具体的な計画が無く、その取組も十分ではない。人員体制に関する具体的な計画を策定し、人事考課制度を導入し、人材の育成と効果的な人材確保に努めて欲しい。

また、研修に対する基本方針と計画が策定され、ほぼ計画に沿った教育や研修が行われているが、職員は研修に参加する機会は少ない。多くの職員が参加できるように法人内研修の充実を努めてほしい。合わせて受講歴を把握し計画的に育成するため「教育・履歴カード」の整備も望まれる。

5 運営の透明性の確保について

ホームページなどで、財務等に関する情報を公開しているが事業計画や事業報告並びに予算などの情報は公開していない。社会福祉法人として、運営や経営の透明性を示すためにも、これら情報を公開することが望まれる。

また、事務、経理、財務については内部監査を実施して、定期的に確認している

が、第三者の立場にある公認会計士などの指導は受けていない。社会福祉法人審査基準で示されている、2年に1度程度、第三者の立場にある公認会計士による監査を受審することが望ましい。

6 地域との交流、地域貢献について

夏祭りや敬老会、季節に応じた花見や外食に出かけたり、中学生の体験学習の受け入れ等地域交流の機会を作っているが、機会が少ない。社会資源や地域の情報などの収集を行い、活用しながら地域との交流を積極的に行なって欲しい。

また、施設の機能を地域に開放しているが、利用は1団体にとどまり、開放について認知されていない。各種団体との話し合いや地域との懇談会などの取り組みを行い、ニーズを把握し、多くの高齢者福祉サービスを展開している法人として有している専門的な機能を公益事業も含め地域に還元して欲しい。

7 利用者本位の福祉サービスについて

安心・安全な取り組みを進めるため、事故防止対策に関する実施状況や実効性について、定期的な評価・見直しを行うとともに、消防計画書が職員に周知されていないので、説明や配布をするなど周知をして欲しい。

8 福祉サービスの質の確保について

入浴、食事、排泄等様々なマニュアルが策定されているが、策定してから一度も検証・見直しがされず、職員にも十分な周知がされていない。法人の「福祉従事者としての行動規範」では、年1回見直し、改善を図ることとされており、定期的、組織的に全マニュアルの検証・見直しを行なうとともに職員への周知に組み込み福祉サービスの質の確保に活かして欲しい。

また、誤薬防止のための服薬マニュアルがなく、申し合わせで配薬チェックを行なっているが、職員によって対応が統一されていないので、マニュアルを作成し、統一した対応をして欲しい。

9 終末期の対応について

看取り介護準備委員会を設置し検討中であるが、看取り指針の策定はされていない。特別養護老人ホームは生活施設でもあることから、終末期ケアに関する指針を早急に検討・策定し取組んで欲しい。また、職員は経験が無いことから、看取り介護に関する研修の実施も望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受審し、客観的に施設のサービス・運営の内容を振り返ることができました。

評価の中の「改善が求められる点」を参考に、サービス全般、運営面での改善を図っていきます。

今後も施設のご利用者やご家族から信頼され、満足していただけるよう日々研鑽し

地域の皆様に貢献できる施設を目指していきます。

- ⑧ 第三者評価結果
別紙のとおり